

南関町告示第73号

南関町空き店舗等活用事業助成金交付要綱を次のように定める。

平成23年6月14日

南関町長 上田 数吉

南関町訓令第26号

南関町空き店舗等活用事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新規出店者が空き店舗、空き家を活用して商業等を営業することにより空き店舗等の解消を図るとともに、町の活性化と町民の暮らしやすきの資質の向上に資することを目的として、予算の定めるところにより南関町空き店舗等活用事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き店舗等活用事業 新規出店者が町内の空き店舗、空き家を活用して実施し、集客やイメージアップに有効的で、まちづくりに寄与すると認められるもので小売業及び飲食業、その他町長が必要と認める事業

(2) 空き店舗 以前に商業等の用に供され営業されていた施設（駐車場を有する場合は、当該駐車場を含む。）

(3) 新規出店者 新たに商業等を営もうとする者又は既に商業等を営む者で町内の空き店舗、空き家に出店しようとする個人及び法人、その他団体に次の各号のいずれにも該当しない者

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める営業を行おうとする者

イ 空き店舗所有者、当該所有者の生計同一者又はこれらの者が所属する法人、その他団体

ウ 特に町長が不適格と認める者

(助成金の交付要件)

第3条 助成金は、空き店舗等活用事業を行う者で、世帯が町税等を滞納していない者に対して交付する。

(助成金の交付申請)

第4条 新規出店者は、南関町空き店舗等活用事業助成金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、開店前に町長に提出しなければならない。

(1) 申請者が個人である場合には履歴書、法人その他団体である場合には定款及び登記事項証明書又は規約などの団体の活動内容及び組織等を表す書類

(2) 店舗の賃貸借に係る契約書の写し

(3) その他必要な書類

(事業認定及び助成金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は速やかに事業の認定の可否を決定し、事業認定をしたときは南関町空き店舗等活用事業認定兼助成金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(助成対象経費及び助成金額及び期間)

第6条 助成金の対象経費は、空き店舗等活用事業に供するための店舗(駐車場を含む)の賃借料とする。ただし、敷金、礼金は除く。

2 助成金額は、前項の対象経費の2分の1以内とする。ただし、月額2万円を限度とし、助成金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

3 町長は助成金を支払うときは、年度末に一年分の支払いを行うものとする。

4 助成金の請求を行おうとする者は、空き店舗等活用事業助成金交付請求書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 店舗の賃借料に係る領収書又は支払を証明する書類の写し

(2) その他必要な書類

5 助成金の期間は、助成開始年度から3年間とする。但し、町長が特に必要と認めた時はこの限りではない。

(事業の変更)

第7条 前条の規定により事業認定を受け、助成金の交付決定を受けた者(以下「認定事業者」という。)が、事業内容を変更しようとするときは南関町空き店舗活用事業内容変更申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は速やかに審査し、変更認定をしたときは南関町空き店舗等活用事業内容変更認定通知書(様式第5号)により、事業者に通ずるものとする。

(助成金の返還)

第8条 町長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を取消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽の申請、その他不正行為があったとき。

(3) 町長が特に適当でないと認めたとき。

(契約への関与)

第9条 空き店舗等活用事業に係る店舗の契約並びに賃借期間中及び期間満了後における諸手続は、認定事業者と空き店舗等所有者で行うものとし、町はこれに関与しないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、南関町補助金交付規則(昭和55年規則第1号)に定めるところによる。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。